

## 2005年度の学童保育の補助金(運営費)について

2005年度の国の学童保育(運営費)に対する補助金である「放課後児童健全育成事業」の補助単価は、当初、厚生労働省から加算分がすべて削られるという大きな問題のある組み替えが指示されました。地方自治体の反発や私たちの取り組みもあって、結果はほとんどの加算が継続することになりました。

その経過と、最終的な補助単価を紹介します。

\*学童保育の施設整備に対する補助金は別途掲載の「学童保育の施設整備費」をご覧ください。

### 突然の大幅な組み替えと加算廃止の説明

2005年度、保育予算も含めて厚生労働省の補助金の多くが、「三位一体改革」により「一般財源化」や「交付金化」がすすめられました。しかし、学童保育や児童館の予算は厚生保険特別会計(児童手当勘定)から支出されていたため、2005年度も補助金として残りましたが、今年2月28日に開かれた全国児童福祉主管課長会議で、学童保育予算についても大幅な組み替えが説明されました。(2004年度の補助単価は表1参照)

内容は、「三位一体改革の趣旨等を踏まえて、交付申請手続きの簡素化、補助基準単価の大括り化等により、地方自治体の自由度が高まることが重要」との考えから、次の二つの組み替えがありました。(表2参照)

これまであった「大規模加算」「時間延長加算」「障害児受け入れ加算」「土日祝日開設加算」は廃止して統合し、人数別の補助単価だけにして、どの規模でも一律32万円を上乗せするというものです。

その結果、これまで「時間延長加算」(31万円)、「障害児受入加算」(69万円)、「土日開設加算」(22万円)の補助金を受けていた学童保育では、総額90万円もの削減になり得る深刻な問題を生みます。

また、これまでそれぞれの補助金としてあった「民間児童館活動事業」「児童福祉施設併設型民間児童館事業」「児童ふれあい交流促進事業」「地域組織活動育成事業」と「放課後児童健全育成事業」が、ひとつの事業「市町村児童環境づくり基盤整備事業」に組み入れられ、この事業の中では、市町村の裁量で流用できることになりました。(それぞれの事業の補助金の申請をしたうえで、どの事業にいくら使うかは市町村の裁量に任せる)

しかし、これも市町村単位でみた場合、学童保育予算の申請額はそれぞれの加算を受けていたところでは大幅に減った額としてしか申請できません。

がんばっている学童保育や市町村ほど補助金が多く削られることに

どの学童保育にどれだけの補助金を出すかは市町村の裁量となるものの、市町村単位でみた場合、加算分をたくさんとっていた市町村では総額そのものが大幅に削られることになり、裁量があっても個々の学童保育への補助金が削られる可能性は非常に高いといえます。

とりわけ重大な影響を受けることが予想されるのは、「障害児受け入れ加算」が事実上なくなることです。近年、障害児の学童保育への入所希望が急増し、受け入れる学童保育も急増しています。また、新たに制定され4月から施行される「発達障害者支援法」にも、「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適

切な配慮をするものとする」と明記され、障害児の学童保育への入所はいつそう増えていくことが推測されます。障害児の受け入れには指導員の加配がどうしても必要ですが、加算分がなくなることになれば、現在、受け入れている学童保育でも指導員の加配が維持できなくなることが予想されます。さらには、今後は障害児の受け入れがすすまない事態が懸念されます。

これまで厚生労働省は、「国として、がんばっているところを応援していきたい」という立場で加算制度を作ってきました。しかし、2005年度予算は、「障害児の受け入れ」「長時間開設」「土日開設」など、がんばっている学童保育や市町村ほど補助額が多く削られることとなります。

これでは、これまで国がすすめてきた、仕事と子育ての両立支援、少子化対策、次世代育成支援対策の立場から学童保育を拡充するとしてきた方向を、否定するものとなってしまいます。

取り組みの成果として「障害児受け入れ加算」が継続に

こうした点から全国学童保育連絡協議会は、仕事と子育ての両立支援などを真剣に考えて努力している学童保育および市町村、都道府県への補助金が減らないよう、今回の措置を見直すことを厚生労働省に求める緊急要望書を3月15日に出し、政党・国会議員（厚生労働委員会所属議員）にも要望しました。一方、各地の学童保育関係者も、市町村と都道府県に対して要望しました。

その結果、いくつかの県担当課が厚生労働省に要望の声をあげました。また、国会では3月30日の衆議院厚生労働委員会でこの問題が取り上げられ、尾辻秀久厚生労働大臣から、「特に、障害児の受け入れについては、私どもも特別に考えた方がよいと考えており、質問の主旨を踏まえ、また、地方自治体の自由度を高めることにも配慮しながら、より効果的な補助のあり方を早急に検討いたします」との答弁があり、障害児加算については残すという大臣判断がありました。

この結果、翌日に予定されていた補助金交付要綱の送付はとりやめとなり、「障害児受け入れ加算」と「長時間加算」が復活した補助金交付要綱が、4月14日付けに出されました。この係長通知には、「主管課長会議においてお示ししたところでありますが、その後の地方自治体及び関係団体等からのご意見を踏まえて別紙の通り単価案の見直し（表3の最終的な単価表）を行うことといたしました」（係長通知）とありました。

すでに各自治体が昨年度（2004年度）の延長で予算編成をした後での指示であったことも含めて、今回の厚生労働省の突然の組み替え問題は、地方自治体からもたくさんの反発がありました。そして、障害児の受け入れや長時間開設など、切実な保護者の願いと、それに応えて努力してきた学童保育への補助金を削らせない私たちの運動（国や都道府県、市町村に対する緊急的な取り組み）が、大きな成果を生む結果となりました。

国の三位一体改革の流れは、今後もますます強まっています。しかし、学童保育はに施設や指導員に関する基準もなく、制度的にはまだ発展途上の段階です。国および地方自治体が、仕事と子育ての両立支援、次世代育成支援対策と、その柱のひとつである学童保育のナショナルミニマムを制度的に保障していくことが絶対に必要です。そのため、全国学童保育連絡協議会では、補助金の継続と拡充を、今後も国に強く要望していきます。

表1 昨年度(2004年度)の補助単価表

	入所児童数	年間開設日数	
		280日以下	281日以上
小規模	児童数10人～19人	なし	956,000
基本分	児童数20人～35人	1,163,000	1,508,000
大規模加算分 (合計額)	児童数36人～70人	1,957,000	2,465,000
	児童数71人以上	2,751,000	3,422,000
長時間開設加算		296,000	310,000
障害児加算		なし	689,000
土日祝日開設加算		なし	219,000

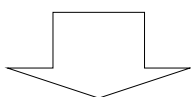


表2 2月28日の全国児童福祉主管課長会議で提示した補助単価表  
1クラブ当たり年額

	281日以上	200日～280日
基本単価	千円	千円
10～19人	1,278	1,629
20～35人	1,830	
36～70人	2,787	
71人～	3,744	

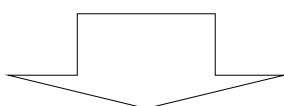


表3 最終的に決定された補助単価表(2005年度の補助単価)  
1クラブ当たりの年額

	281日以上	200日～280日
基本単価	千円	千円
10～19人	1,134	1,614
20～35人	1,686	
36～70人	2,643	
71人～	3,600	
長時間開設加算	310	296
障害児受入加算	689	